

長期優良住宅建築等計画に係る認定申請手数料等(令和4年10月1日から)

1 1件あたりの認定申請手数料(法5I~VII関係)

○ 次の①~③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。

- ① 基本額
- ② 建築確認申請手数料相当額・・・法6IIの申出を行う場合のみ合計
- ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額・・・審査を求める場合のみ合計

【表1】基本額

建築物の床面積	新築住宅			増築・改築住宅		既存住宅(建築行為無し)		
	確認書等交付住宅(※1)	設計性能評価住宅(※2)	左記以外	確認書等交付住宅(※1)	左記以外	確認書等交付住宅(※1)	左記以外	
一戸建ての住宅	13,260円	19,380円	75,480円	19,380円	112,200円	21,100円	113,920円	
共同住宅等	500㎡以下	25,500円	59,160円	109,140円	37,740円	163,200円	39,900円	165,360円
	500㎡超 1,000㎡以下	41,820円	102,000円	188,700円	62,220円	282,540円	65,400円	285,720円
	1,000㎡超 2,500㎡以下	71,400円	196,860円	384,540円	107,100円	576,300円	112,000円	581,200円
	2,500㎡超 5,000㎡以下	137,700円	373,320円	742,560円	206,040円	1,112,820円	215,000円	1,121,780円
	5,000㎡超 10,000㎡以下	259,080円	608,940円	1,279,080円	388,620円	1,918,620円	404,600円	1,934,600円
	10,000㎡超 20,000㎡以下	480,420円	1,136,280円	2,390,880円	720,120円	3,585,300円	749,300円	3,614,480円
	20,000㎡超 30,000㎡以下	685,440円	1,684,020円	3,690,360円	1,028,160円	5,535,540円	1,068,600円	5,575,980円
	30,000㎡超	817,020円	2,033,880円	4,469,640円	1,225,020円	6,703,440円	1,273,700円	6,752,120円

※1 「確認書等交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書(長期使用構造等であることが記載されたものに限り。)  
又はこれらの写しを添えて長期優良住宅の認定申請がされた住宅をいいます。

※2 「設計性能評価住宅」とは、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が同項の規定により住宅性能評価書(設計された住宅に係るものに限る。)を交付した住宅で、確認書等交付住宅以外の住宅をいいます。

【表2】建築確認申請手数料相当額

建築物	床面積の合計	構造計算書添付なし	構造計算書添付あり
	100㎡以下	31,620円	57,120円
	100㎡超～200㎡以下	38,760円	66,300円
	200㎡超～500㎡以下	61,200円	88,740円
	500㎡超～1,000㎡以下	157,080円	
	1,000㎡超～2,000㎡以下	214,200円	
	2,000㎡超～5,000㎡以下	377,400円	
	5,000㎡超～10,000㎡以下	508,980円	
	10,000㎡超～50,000㎡以下	676,260円	
	50,000㎡超	1,103,640円	
建築設備		23,460円	
工作物		37,740円	

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積(※3)	手数料
200㎡以下	119,440円
200㎡超～500㎡以下	142,800円
500㎡超～1,000㎡以下	166,050円
1,000㎡超～2,000㎡以下	189,410円
2,000㎡超～10,000㎡以下	226,330円
10,000㎡超～50,000㎡以下	300,590円
50,000㎡超	552,120円

※3 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

**2 1件あたりの変更認定申請手数料（法8I関係）**

○次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。

- ① 基本額
- ② 建築確認申請手数料相当額・・・法6Ⅱの申出を行う場合のみ合計
- ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額・・・判定を求める場合のみ合計

**【表1】基本額**

建築物の床面積	新築住宅			増築・改築住宅		既存住宅(建築行為無し)		
	確認書等交付住宅(※1)	設計性能評価住宅(※2)	左記以外	確認書等交付住宅(※1)	左記以外	確認書等交付住宅(※1)	左記以外	
一戸建ての住宅	13,260円	19,380円	75,480円	19,380円	112,200円	21,100円	113,920円	
共同住宅等	500㎡以下	25,500円	59,160円	109,140円	37,740円	163,200円	39,900円	165,360円
	500㎡超 1,000㎡以下	41,820円	102,000円	188,700円	62,220円	282,540円	65,400円	285,720円
	1,000㎡超 2,500㎡以下	71,400円	196,860円	384,540円	107,100円	576,300円	112,000円	581,200円
	2,500㎡超 5,000㎡以下	137,700円	373,320円	742,560円	206,040円	1,112,820円	215,000円	1,121,780円
	5,000㎡超 10,000㎡以下	259,080円	608,940円	1,279,080円	388,620円	1,918,620円	404,600円	1,934,600円
	10,000㎡超 20,000㎡以下	480,420円	1,136,280円	2,390,880円	720,120円	3,585,300円	749,300円	3,614,480円
	20,000㎡超 30,000㎡以下	685,440円	1,684,020円	3,690,360円	1,028,160円	5,535,540円	1,068,600円	5,575,980円
	30,000㎡超	817,020円	2,033,880円	4,469,640円	1,225,020円	6,703,440円	1,273,700円	6,752,120円

※ 変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する場合は当該床面積）とする。

※1 「確認書等交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書（長期使用構造等であることが記載されたものに限り。）又はこれらの写しを添えて長期優良住宅の認定申請がされた住宅をいいます。

※2 「設計性能評価住宅」とは、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が同項の規定により住宅性能評価書（設計された住宅に係るものに限る。）を交付した住宅で、確認書等交付住宅以外の住宅をいいます。

**【表2】建築確認申請手数料相当額**

建築物	変更に係る部分の床面積の1/2 +増加部分の床面積	構造計算書添付なし	構造計算書添付あり
		30㎡以下	9,180円
	30㎡超～ 100㎡以下	31,620円	57,120円
	100㎡超～ 200㎡以下	38,760円	66,300円
	200㎡超～ 500㎡以下	61,200円	88,740円
	500㎡超～ 1,000㎡以下	157,080円	
	1,000㎡超～ 2,000㎡以下	214,200円	
	2,000㎡超～ 5,000㎡以下	377,400円	
	5,000㎡超～10,000㎡以下	508,980円	
	10,000㎡超～50,000㎡以下	676,260円	
	50,000㎡超	1,103,640円	
建築設備		16,320円	
工作物		26,520円	

**【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額**

床面積(※3)	手数料
200㎡以下	119,440円
200㎡超～ 500㎡以下	142,800円
500㎡超～ 1,000㎡以下	166,050円
1,000㎡超～ 2,000㎡以下	189,410円
2,000㎡超～10,000㎡以下	226,330円
10,000㎡超～50,000㎡以下	300,590円
50,000㎡超	552,120円

※3 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

### 3 1件あたりの譲受人変更認定申請手数料（法9Ⅰ，Ⅲ関係）

6,420円

### 4 1件あたりの承継承認申請手数料（法10関係）

6,420円

#### 【承継承認申請が必要な場合】

- 例1) 認定計画実施者の変更 ( A ⇒ B )
- 例2) 認定計画実施者の増加 ( A ⇒ A + B )
- 例3) 認定計画実施者の減少 ( A + B ⇒ A ) 等

### 5 算定事例

#### 【事例1】

登録住宅性能評価機関による確認書等の交付を受けた一戸建ての住宅（専用住宅）の新築であって、かつ、法6Ⅱの申出を行う場合。（構造計算書添付なしの場合に限る。）

1件あたりの認定申請手数料=52,020円

(内訳)

- ①基本額=13,260円
- ②建築確認申請手数料相当額=38,760円
- ③基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額=0円

#### 【事例2】

建築物の床面積が1,500㎡の区分所有マンション（登録住宅性能評価機関による事前審査を受けていない。）の新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定を申請する場合であって、かつ、法6Ⅱの申出を行い、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求める場合

1件あたりの認定申請手数料=788,150円

(内訳)

- ①基本額=384,540円
- ②建築確認申請手数料相当額=214,200円
- ③基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額=189,410円

#### 【事例3】

建築物の床面積が200㎡の店舗付き住宅（登録住宅性能評価機関による事前審査を受けている。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定を申請する場合であって、法6Ⅱの申出及び基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求めない場合

1件あたりの認定申請手数料=25,500円

(内訳)

- ①基本額=25,500円
- ②建築確認申請手数料相当額=0円
- ③基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額=0円

#### 【事例4】

登録住宅性能評価機関による確認書等の交付を受けた、建築行為を行わない既存の一戸建ての住宅の申請。

1件あたりの認定申請手数料=21,100円

(内訳)

- ①基本額=21,100円
- ②建築確認申請手数料相当額・・・該当なし
- ③基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額・・・該当なし